

介護職員初任者研修 研修実施要領（学則）

1 開講目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

2 研修事業者

事業者名 : 株式会社 ハートスイッチ

主たる事業所の所在地 : 倉敷市茶屋町 2104-1

連絡先電話番号 : 086-420-1600

研修の事務を行う県内事業所の名称及び所在地 : 株式会社 ハートスイッチ
倉敷市新田 2424-4

担当部署（担当者） : 大森 美由紀

連絡先電話番号 : 086-420-1600

3 研修の名称、通学制又は通信制の別

●名称 : 介護職員初任者研修（通信制）

4 受講資格及び受講定員

●訪問介護サービスに従事することを希望する者及び、介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望するものであり、16歳以上の心身ともに健康である者とする。※満65歳以上の方、妊娠中の方は応相談とする。

●75名（集中コース 25名、木曜日コース 25名、土曜日コース 25名）

5 開講時期及び研修期間

平成25年 8月 19日から 平成25年 12月 31日まで
受講者1人当たり、研修総期間 130時間、 13日間

6 実施場所

(1) 講義（通信制は面接指導の実施場所）

●木、土曜日コース

倉敷市茶屋町 2104-1 株式会社創心會 研修室

●集中コース

倉敷市松島 288 川崎医療福祉大学 講義室

(2) 演習

●木、土曜日コース

倉敷市茶屋町 2104-1 株式会社創心會 研修室

●集中コース

倉敷市松島 288 川崎医療福祉大学 講義室

(3) 実習

●行わない

7 研修カリキュラム

介護職員初任者研修を実施する。

(1) 研修カリキュラム

「岡山県介護職員初任者研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。

(2) テキスト

テキストは、株式会社 日本医療企画 発行の「介護職員初任者研修課程テキスト」を使用するとともに、必要な補助教材を使用する。

(3) 指導方法（通信制のみ）

- 学習方法：教材・学科レポートを自宅学習により行う。学科レポート（提出4回）は郵送または直接、株式会社ハートスイッチへ提出。
- 添削指導：理解の状況等を確認する為、学科レポート採点基準を70点以上合格と定め、基準に満たない者へは再学習の上で再提出を求める。合格点に達するまで再提出を続ける事とする。
- 個別指導：上記、添削指導により講義内容の理解状況を確認する。解らない箇所が発生した場合は、質問用紙を郵便またはFAXにて当事業所へ送付する。質問用紙に回答を記入後、質問者へ郵送により返送する。

8 受講手続き（募集要領等）

●募集：ホームページ・フリーペーパー媒体・DM等

●手続き

(1) 当社指定の申込用紙または Web の申込みフォームに必要事項を記入、入力し、郵送・FAX・持参・Web 手続きにより申し込む。但し、定員に達した時点で終了とする。

(2) 当社は申込み内容を確認後、受講者と連絡をとる。受講料を領収、教材等を発送または手渡し後、受講申し込み手続き完了とする。

9 募集期間

●研修指定を受けた日～平成 25 年 9 月 27 日（金）

10 受講料

●受講料：¥100,000-（税込） *テキスト代（6,300 円）を含む

●支払方法：現金一括支払い、振込一括支払いより選択

*納入済の受講料など、原則返金いたしません。

11 欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い

●研修の一部を欠席した者は、別途指定の講義を受ける事で補講とする。

*補講料は受講者負担とする。（1 日：4000 円）

●再修了試験（追試）についての費用は有料とする（1 回：2,000 円）

12 研修修了の認定方法

●すべての学科レポート合格（70 点以上）、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テストの合格（実技チェック試験）、修了試験の合格（筆記試験 70 点以上）をもって研修修了者とする。

13 修了証明書等の交付

●株式会社ハートスイッチ 代表取締役 二神雅一は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第 3 号第 1 項に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岡山県知事に報告する。

14 受講取り消しについて

●以下に該当するものは、当社判断にて受講取り消しを行う事が出来る。その際、受講料の返金を行わない。

- ・遅刻を繰り返す者
- ・学習態度が著しく悪い者（携帯電話使用、私語、暴言、レポート提出期限が守れないなど）
- ・他の受講者の学習を著しく妨げる者
- ・自力で演習内容を行うことが出来ない者
- ・受講開始日より8ヵ月経過しても修了出来ない場合

15 施行細則

●この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。